

日医発第1456号（保険）

令和 8 年 10 月 22 日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

（公 印 省 略）

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」及び「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示」（令和 8 年厚生労働省告示第 375 号）が令和 8 年 10 月 13 日に告示され同年 10 月 14 日付けで適用されることに伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（令和 8 年 3 月 18 日付け保医発 0318 第 4 号）等を別添のとおり一部改正する旨、厚生労働省保険局医療課長より通知されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

【添付資料】

1. 「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について
（令和 8 年 10 月 13 日付け保医発 1013 第 2 号）
2. 「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者について」の一部改正について
（令和 8 年 10 月 13 日付け保医発 1013 第 3 号）

保 医 発 1013 第 2 号
令 和 8 年 10 月 13 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示」（令和 8 年厚生労働省告示第 375 号）が令和 8 年 10 月 13 日に告示され同月 14 日付けで適用されることに伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（令和 8 年 3 月 18 日付け保医発 0318 第 4 号。以下「留意事項通知」という。）を下記のとおり改正するとともに、改正の概要を示すので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 改正内容について

留意事項通知の診断群分類定義表中、「040040 肺の悪性腫瘍」を別紙のとおり改める。

2. 改正の概要について

留意事項通知について、「040040 肺の悪性腫瘍」のうち手術・処置等 2 の 6 に「セバベルチニブ」を追加する。

内癌, 気管 D021			肺悪性腫瘍手術 肺葉切除又は1肺葉を超えるもの等	02	02	肺悪性腫瘍手術 肺葉切除又は1肺葉を超えるもの	K5143	1	1	超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法(EBUS-TBNA)	D415-2	B	20	アテゾリズマブ	
				02	02	胸腔内(胸膜内)血腫除去術	K494	1	1	経気管肺生検法(ナビゲーションによるもの)	D415-3	B	20	デュルバルマブ	
内癌, 気管 D022				02	02	気管支狭窄拡張術(気管支鏡によるもの)	K508	1	1	経気管肺生検法(仮想気管支鏡を用いた場合)	D415-4	A	19	タルラタマブ	
内癌, 呼吸 D024				02	02	気管支腫瘍摘出術(気管支鏡又は気管支ファイバースコープによるもの)	K510	1	1	経気管支凍結生検法	D415-5	9	18	ラムシルマブ	
				02	02	気管支鏡下レーザー腫瘍焼灼術	K510-3					9	17	ベバシズマブ	
				02	02	肺悪性腫瘍手術 部分切除	K5141					8	16	ネシツムマブ	
				02	02	肺悪性腫瘍手術 区域切除	K5142					8	16	アミバンタマブ	
				02	02	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術 部分切除	K514-21					8	16	アミバンタマブ/ボルヒアルロニダーゼ アルファ	
				02	02	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術 区域切除	K514-22					8	15	トラスツズマブ デルクステカン	
				02	02	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術 肺葉切除又は1肺葉を超えるもの	K514-23					7	14	ベムトレキシセドナトリウム	
		肺悪性腫瘍手術 隣接臓器合併切除を伴う肺切除等		01	01	肺悪性腫瘍手術 隣接臓器合併切除を伴う肺切除	K5145					6	13	クリゾチニブ	
				01	01	肺悪性腫瘍手術 肺全摘	K5144					6	13	アレクチニブ塩酸塩	
				01	01	肺悪性腫瘍手術 気管支形成を伴う肺切除	K5146					6	13	セリチニブ	
				01	01	肺悪性腫瘍手術 気管分岐部切除を伴う肺切	K5147					6	13	ロルラチニブ	
				01	01	肺悪性腫瘍手術 気管分岐部再建を伴う肺切	K5148					6	13	エヌトレクチニブ	
				01	01	肺悪性腫瘍手術 壁側・臓側胸膜全切除(横隔膜、心膜合併切除を伴うもの)	K51410					6	13	テボチニブ塩酸塩	
				01	01	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術 気管支形成を伴う肺切除	K514-24					6	13	カプマチニブ塩酸塩	
				01	01	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術 肺全摘	K514-25					6	13	ブリグチニブ	
				01	01	気管支形成手術 輪状切除術	K5182					6	13	ラロトレクチニブ硫酸	
												6	13	セルベルカチニブ	
												6	13	ソトラシブ	
												6	13	グマロンチニブ	
												6	13	レボトレクチニブ	
												6	13	タレトレクチニブアジピン酸塩	
												6	13	ゾンゲルチニブ	
												6	13	セバベルチニブ	
												6	12	オシメルチニブメシル酸塩	
												6	12	ラゼルチニブメシル酸塩	
												6	11	ダブラフェニブメシル酸塩+トラメチニブ ジメチルスルホキシド付加物あり	
												5	10	ゲフィチニブ	
												5	10	アフアチニブマレイン酸塩	
												5	10	エルロチニブ塩酸塩	
												5	10	ダコミチニブ	
												5	9	カルボプラチン+パクリタキセルあり	
												4	8	化学療法ありかつ放射線療法なし	
												3	7	化学療法ありかつ放射線療法あり	
												2	6	化学療法なしかつ放射線療法あり	
												1	2	中心静脈注射	G005
												1	1	人工呼吸	J045\$